二　当該年度の前年度における特定保健指導の実施率が、同年度において、次の表の上欄に掲げる保険者の種類に応じ、同表の下欄に掲げる実施率に満たないこと。

保険者の種類	実施率
単一型健康保険組合又は共済組合	百分の十
総合型健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団又は算定政令第二十五条の三第一項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合	百分の五

2　前項第一号の特定健康診査の実施率（以下この条、次条及び附則第十八条の二から附則第十八条の五までにおいて単に「特定健康診査の実施率」という。）は、当該年度の前年度における当該保険者に係る法第十八条第一項に規定する特定健康診査（以下この条、次条及び附則第十八条の二から附則第十八条の五までにおいて「特定健康診査」という。）の受診者の数を同年度における当該保険者に係る特定健康診査の対象者の数で除して得た数とする。

3　第一項第二号の特定保健指導の実施率（次条及び附則第十八条の二から附則第十八条の五までにおいて単に「特定保健指導の実施率」という。）は、当該年度の前年度における当該保険者に係る法第十八条第一項に規定する特定保健指導（以下この条、次条及び附則第十八条の二から附則第十八条の五までにおいて「特定保健指導」という。）が終了した者その他これに準ずる者の数を同年度における当該保険者に係る特定保健指導の対象者の数で除して得た数とする。

4　算定政令第二十五条の三第一項第一号に規定する特定健康診査等の実施状況が不十分であることについてやむを得ない事由があるものとして厚生労働省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一　（略）

二　特定健康診査等の当該年度の前年度の対象者の数が千人未満の保険者であって当該特定健康診査等の実施体制その他の事項について厚生労働大臣が定める基準を満たすものに係る同年度の特定健康診査の実施率が、同年度において、次の表の上欄に掲げる保険者の種類に応じ、同表の下欄に掲げる平均値以上であること。

保険者の種類	平均値
（削る）	（削る）
（削る）	（削る）
（削る）	（削る）
算定政令第二十五条の三第一項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合	（略）

（新設）

2　前項の特定健康診査の実施率（以下この条及び次条において単に「特定健康診査の実施率」という。）は、法第十八条第一項に規定する特定健康診査（以下この条及び次条において「特定健康診査」という。）の当該各年度における当該保険者に係る受診者の数を当該各年度における当該保険者に係る特定健康診査の対象者の数で除して得た数とする。

3　第一項の特定保健指導の実施率（次条において単に「特定保健指導の実施率」という。）は、当該各年度における当該保険者に係る法第十八条第一項に規定する特定保健指導（以下この条及び次条において「特定保健指導」という。）が終了した者その他これに準ずる者の数を当該各年度における当該保険者に係る特定保健指導の対象者の数で除して得た数とする。

4　算定政令第二十五条の三第一項第一号に規定する特定健康診査等の実施状況が著しく不十分であることについてやむを得ない事由があるものとして厚生労働省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一　（略）

二　特定健康診査等の当該年度の前年度の対象者の数が千人未満の保険者であって当該特定健康診査等の実施体制その他の事項について厚生労働大臣が定める基準を満たすものに係る同年度の特定健康診査の実施率が、同年度において、次の表の上欄に掲げる保険者の種類に応じ、同表の下欄に掲げる平均値以上であること。

保険者の種類	平均値
加入者の数が五千人未満の市町村	加入者の数が五千人未満の全ての市町村に係る特定健康診査の実施率の平均値
加入者の数が五千人以上十万人未満の市町村	加入者の数が五千人以上十万人未満の全ての市町村に係る特定健康診査の実施率の平均値
加入者の数が十万人以上の市町村、健康保険の保険者（全国健康保険協会に限る。以下この項及び次条において同じ。）又は船員保険の保険者	加入者の数が十万人以上の全ての市町村、健康保険の保険者及び船員保険の保険者に係る特定健康診査の実施率の平均値
国民健康保険組合	全ての国民健康保険組合に係る特定健康診査の実施率の平均値